

入間市総合計画策定方針

令和6年8月6日 庁議決定

◎ はじめに

この「入間市総合計画策定方針」は、今後、次期総合計画を策定するにあたって、入間市としての基本的な考え方や策定の根拠とすべき方針をまとめたものです。以下にその具体的事項を5項目に分けて示します。

1 計画策定の目的と位置付け

本市は、昭和41年に市制を施行し、昭和43年12月に第1次総合振興計画を策定しました。それ以来、これまでに第6次総合計画まで策定し（別紙1参照）、まちづくりのビジョン（将来都市像）「香り豊かな緑の文化都市」の実現に向けた施策を推進してきました。

総合計画は市政の最も重要な指針であり、本市では、長期的な展望を持って、市政を計画的に運営するためのよりどころとなるべきものと位置付けてきました。現行の第6次総合計画は、令和8年度をもって計画期間が満了することから、引き続き、各分野の行政計画の上位に位置付けるとともに、持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくり全体または各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、総合計画を策定するものです。

2 計画策定の基本的考え方

本市としては、今後も総合計画を市政の最も重要な指針として位置付けていく考えであり、市民や本市に関わるすべての人にとってまちづくりに欠かせないものとなるように策定していくことが重要だと捉えています。

さらに、厳しい財政状況が続く中、効果的で実現性の高い計画とするため、各分野の施策の重点を明確にする必要があります。

このようなことを踏まえ、次期総合計画のあるべき姿、策定手法及び計画策定の課題について、以下に基本的な考え方を提示します。

(1) 計画のあるべき姿

① 誰にでもわかりやすい計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけではなく、まちづくりの主体である市民と行政の共通目標であることが求められます。このため、市民の目線に立った、本市に関わるすべての人にとって、わかりやすい内容や表現の総合計画とします。

② 重点を明確にした計画

計画全体の重点を明確にするとともに、各分野の施策の目標に対してより実現性を高めるため、各分野における重点や優先順位などを明確にした計画とします。

③ 市の最上位計画としてふさわしい計画

総合計画は、まちづくりのビジョン(将来都市像)の実現に向けた「まちづくりの指針」として、各分野の行政計画の上位に位置し、すべての分野を横断的に策定する唯一の計画です。このことを踏まえ、総合計画は、市の最上位としてふさわしい内容の計画とするとともに、まちづくりの方向性を示すものとして策定します。

④ 継続性、実現性のある計画

「まちづくりの指針」としての総合計画の位置付けを考慮すると、基本構想はまちづくり全体の基本方向を示しつつ、長期的な継続性のあるものとする必要があります。また、基本計画は、各分野の計画期間内の取組を示すとともに、まちづくりを具現化する計画として、実現性の高い内容にします。

※ 全てに共通する方向性

(ア)入間市の「パーパス」を意識した計画であること

令和5年5月に、100年後の未来を生きる人たちからも、入間らしい素晴らしいまちだと感じてもらえるような、心豊かで幸せなまちをみんなで共に創っていこうという「かけ声」として、パーパス『心豊かでいられる、「未来の原風景」を創造し、伝承する。』を策定しました。計画の具体化においては、まちのあるべき姿としてのまちづくりのビジョン(将来都市像)の実現を目指すうえで、今時点でどう行動していくことが求められているのか、またどう行動していくべきなのか、「パーパス」を意識し、策定していく必要があります。

(イ)SDGsの達成及びその先の持続可能な市政運営を見据えた計画であること

入間市では、SDGsの達成に向け、令和4年度を始期とする第6次入間市総合計画・後期基本計画において、各政策と関連するSDGsの17のゴールを掲げ、それぞれのゴール達成に向けて政策推進を図ってきました。SDGsは令和12年(2030年)を期限とした取組であり、次期計画期間中にその期限を迎えることになりますが、その理念は期限後においても持続可能なまちづくりを進めていくためには必要な考え方です。次期総合計画においては、引き続きSDGs達成に向けた取組を推進するとともに、令和12年(2030年)以後においても、SDGsの理念に沿った取組を進めていく必要があります。

(2) 策定手法

① 市民参画による計画づくり

まちづくりの目標となる総合計画は、市民と行政との共通理解と共通認識のもとに策定する必要があります。このため、市民参加、特に次世代を担う子ども・若者世代の参加の機会を確保し、市民とともに計画づくりを進めていくこととします。

② 市民との情報共有

より多くの市民の意見を反映するためには、市民との情報共有が不可欠であり、パブリックコメントや市民説明会、市公式HP等での情報公開など、様々な手段により情報共有を図ります。

③ 国、県の計画等との整合

総合計画は、本市域を対象とした計画ですが、各種の法律等により、本市を含む広域的な計画等が国、県において策定されていることから、それらとの整合を図るとともに、近隣自治体との相互協力等にも配慮しながら計画づくりを進めます。

(3) 計画策定の課題

① 計画期間における「まちづくりの目標」の見直しの検討

現行の計画におけるまちづくりの目標は「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」であり、これは、市民主体でみんなが住みやすいと感じられるまちづくりを進めていくこととして、現行計画策定時の市民会議において選定されたテーマです。次期総合計画策定にあたっては、改めて「まちづくりの目標」について、まちづくりのビジョン(将来都市像)やパーパスを踏まえて、見直すか検討します。

② 計画の基本的視点の見直しの検討

現行の計画においては、本市を取り巻く諸課題や社会的背景に対応する形で、各分野における施策を横断する基本的視点を設定しており、これらは総合計画に限らず、様々な行政計画において基本的な視点として捉えています。目まぐるしく変化する社会課題にスピード感を持って対応していくため、現時点に限らず、次期計画期間内における社会的背景や諸課題を整理し、それらに対応するとともに、市における行政計画の基本的視点ともなることを踏まえて見直しを検討します。

③ 施策の大綱(章)の見直しの検討

計画の基本的視点を踏まえた体系として、施策の大綱を設定しており、具体的な政策や施策、それらを推進していくための組織体制は、この大綱のもとに編成されることとなります。前項同様、社会情勢の変化に応じて見直します。

④ 計画の適切な進行管理と効率的な行財政運営の推進を目指した総合評価の検討

政策・行政改革・予算の各部門が連動し、行政評価を通じて計画に位置付けた各施策の進行管理を行い、適正に評価することで、限られた財源を弾力的に配分し、施策推進における実効性を高めていくことを軸として、計画推進における総合評価を検討していきます。

3 計画の構成と期間

次期総合計画の構成は、現行計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とします。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本理念を定めたものとし、具体的には「まちづくりの目標」「計画の基本指標(将来人口・財政見通し・土

地利用構想など)」「施策の大綱」などを記述したものとします。

計画期間は令和9年度から18年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示す目標の実現に向けて、分野別に具体的な施策を定めたものとします。具体的には、各分野における重点を明確にし、施策ごとに「目指す姿」「現状と課題」「計画期間内における方向性」などを記述します。

計画期間は基本構想の実効性や社会情勢の変化への対応を考慮し、基本構想を前期・後期と分け、前期を令和9年度から13年度まで、後期を令和14年度から18年度までのそれぞれ5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示された施策を事業として具現化するとともに、時代に即した行政課題へも対応した事業実施の方向性を示すものとします。

4 策定体制

次期総合計画の策定にあたっての市民及び行政内部の検討組織、手法は、次のとおりとし、策定体制のイメージを別紙2のとおり示します。

(1) 市民参画

様々な手法を通じて、意見・情報を聴取し、段階的に計画を取りまとめていきます。なお、令和5年4月に施行されたこども基本法の趣旨に鑑み、子ども・若者世代の意見聴取の機会の確保に努めていきます。

① タウンミーティング

・令和6年5月から6月にかけて各地区センターで実施したタウンミーティングで市民から寄せられた意見は、日常生活において市民が感じている市政や市を取り巻く課題であると認識します。その意見を参考にして、総合計画を策定していきます。

② 市民意識調査

・本市のまちづくり全般に関する現状評価や意見等を聴取するため、無作為抽出した市民を対象にアンケート調査を実施します。

③ 子ども・若者世代からの意見聴取

・「まちづくりの指針」である総合計画を検討するうえでは、未来を担う世代からの意見を踏まえて策定することが重要であることから、子ども・若者世代への意見聴取を実施します。

④ 市民説明会

・基本構想の原案が行政内部で決裁された後、その原案に対して広く市民の意見を聞くため、市民説明会を実施します。

・市民説明会で出された意見は、基本構想及び基本計画の成案の取りまとめに生かしていきます。

⑤ パブリックコメント

- ・基本構想及び基本計画の原案が行政内部で決裁された後、それぞれの原案をパブリックコメントにかけて、広く市民の意見を反映します。
- ・基本構想の原案に対するパブリックコメントは、市民説明会と同時期に行います。

⑥ 入間市総合計画審議会

基本構想及び基本計画の成案について諮問し、答申を受けます。

【会議の委員】

- ・各機関等の代表者を指名する委員に、公募委員を加えた構成（総委員１５名以内）とします。

【会議後の流れ】

- ・答申を受けた基本構想・基本計画は最終的な成案となり、これを庁議（市役所の最高意思決定機関）に諮り決定したうえで、市議会に提案することになります。

(2) 市議会

基本構想については、「地方自治法第９６条第２項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」に基づき、市議会の議決を得るものとし、基本計画については、その資料として報告するものとし、策定にあたっては、適宜、市議会に報告することとします。

(3) 行政内部組織

① 政策調整担当者会議（次長クラス）

- ・本策定方針の検討を行うとともに、本市を取り巻く社会的背景や諸課題の整理を行い、基本構想素案及び基本計画素案を検討・策定します。
- ・政策調整担当者会議における議題検討においては、各部において、次長をリーダーとして、課長職以下の職員からなる検討チームを立ち上げ、そこで検討した意見を踏まえて、議論を進めていくこととします。なお、この検討チームには、主査以下の若手職員を含めることとし、次期計画期間の主軸となる若手職員の意見を取り入れていきます。

② 行政経営会議（部長クラス）

- ・政策調整担当者会議で作成した基本構想素案及び基本計画素案を確認し、決定します。また、パブリックコメント等を反映した基本構想原案及び基本計画原案を確認し、決定します。

③ 庁議（最高意思決定機関）

- ・議会に提案する基本構想及び基本計画の最終成案を決定します。

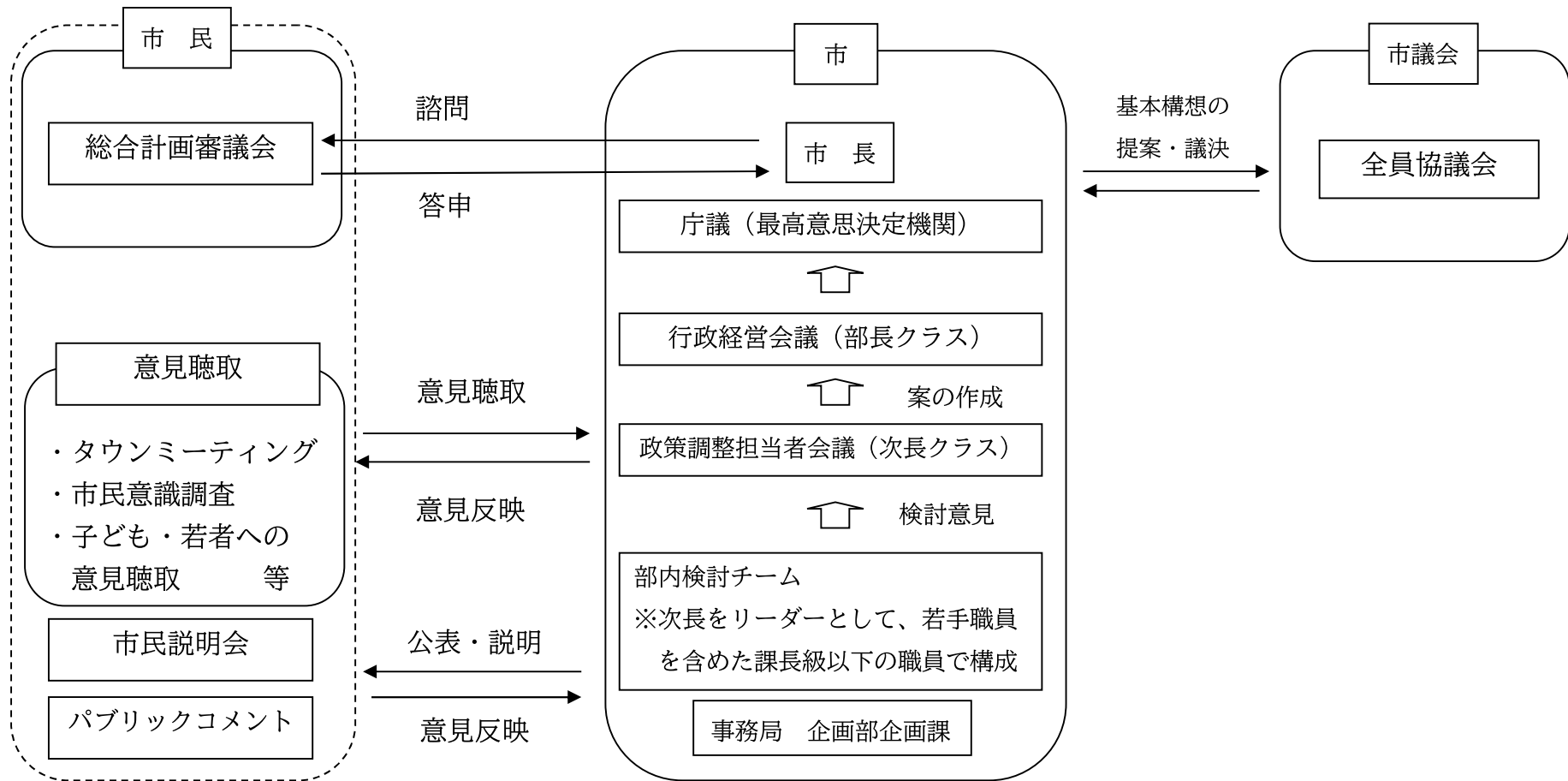
5 計画策定スケジュール

別紙３のとおりとします。

年号	年度					備考	
昭和	41 年度			市政施行(S41.11.1)			
	42 年度			西武町合併(S42.4.1)			
	43 年度	第1次総振				○昭和43年12月 基本構想 策定 「入間市総合振興計画（基本構想・基本計画）」 （昭和43年度～昭和52年度）	
	44 年度					「香り豊かな緑の文化都市」という言葉は、昭和47年の総 準備の中でシンボルテーマとして掲げられたもので、その 策定された第2次総合振興計画から第5次総合振興計画ま おける「将来都市像」として位置付けられてきました。	
	45 年度						
	46 年度						
	47 年度						
	48 年度						
	49 年度						
	50 年度						
	51 年度	第2次総振	中期5カ年計画			○昭和51年9月 基本構想 策定 「入間市総合振興計画（基本構想・部門別計画）」 （昭和51年度～昭和60年度） ○昭和54年 中期5カ年計画 策定	
	52 年度						
	53 年度						
	54 年度						
	55 年度						
	56 年度						
	57 年度						
	58 年度						
	59 年度					○昭和60年2月 基本構想 策定	
	60 年度	第3次総振	前期基本計画			「入間市総合振興計画（基本構想・基本計画）」 （昭和60年度～昭和69(平成6)年度）	
	61 年度					○平成2年3月 後期基本計画 策定	
	62 年度						
	63 年度						
平成	元 年度	第3次総振	後期基本計画			○平成2年3月 後期基本計画 策定	
	2 年度					「入間市総合振興計画（基本構想・基本計画）」 （平成7年度～平成16年度 ※2年次延長） ○平成12年1月 後期基本計画 策定	
	3 年度						
	4 年度						
	5 年度						
	6 年度						
	7 年度	第4次総振	前期基本計画				
	8 年度						
	9 年度						
	10 年度						
	11 年度						
	12 年度		後期基本計画	狭山市との合併協議破綻(H17.2) } 2年延長		※第4次総振の目標年次を2年間延長 議決	
	13 年度						
	14 年度						
	15 年度						
	16 年度						
	17 年度						
18 年度							
19 年度	第5次総振	前期基本計画			「入間市総合振興計画（基本構想・基本計画）」 （平成19年度～平成28年度）		
20 年度							
21 年度							
22 年度							
23 年度		後期基本計画			これまで基本構想の一部としてきた「香り豊かな緑の文化 宣言などと同様に本市のまちづくりの普遍的な方針をあ りのビジョン」として位置付けました。		
24 年度							
25 年度							
26 年度							
27 年度							
28 年度							
29 年度	第6次総合計画	前期基本計画			「入間市総合計画（基本構想・基本計画）」 （平成29年度～平成38(令和8)年度）		
30 年度							
令和					元 年度		
					2 年度		
3 年度		後期基本計画					
4 年度							
5 年度							
6 年度							
7 年度							
8 年度							

入間市次期総合計画 策定体制イメージ

別紙2



	令和6年（2024）	令和7年（2025）	令和8年（2026）
市	政策調整担当者による策定方針案の作成 政策調整担当者会議を中心に、庁内において基本構想の検討・素案を作成	審議会の意見を踏まえ、基本構想案の修正 ⇒行政経営会議で原案を決定	パブコメ意見の反映検討・基本構想原案の修正 基本構想成案として決定 ⇒政策調整担当者会議を中心に、基本構想を踏まえた、基本計画案の検討・素案の作成 審議会の意見を踏まえ、基本計画案の修正 ⇒行政経営会議で原案を決定 パブコメ意見の反映検討・基本計画原案の修正 審議会の意見を踏まえて修正 基本構想・基本計画（最終成案）の庁議での決定 ⇒基本構想の議案上程
市民	タウンミーティング 市民意識調査	総合計画審議会への諮問 基本構想案の審議 基本構想原案のパブコメ・市民説明会の実施 ⇒市民からの意見提出	総合計画審議会にて基本構想（原案）の再審議 総合計画審議会にて基本計画案の審議 基本計画原案のパブコメの実施 ⇒市民からの意見提出 総合計画審議会にて基本計画（原案）の再審議 総合計画審議会からの答申
市議会	策定方針の報告	適宜、必要な時期に中間報告 基本構想の審議・議決	